令和３年４月版

介護報酬の解釈

2 指定基準編

●事業所・施設の指定等のあらまし……9
●介護報酬改定と指定基準の改正……17

Ⅰ 居宅サービス等の基準
１居宅サービス……31
２地域密着型サービス……441
３居宅介護支援……833

Ⅱ 施設サービスの基準
１介護老人福祉施設……877
２介護老人保健施設……1001
３介護療養型医療施設……1077
４介護医療院……1137

Ⅲ 介護予防サービス等の基準
１介護予防サービス……1211
２地域密着型介護予防サービス……1329
３介護予防支援……1375
付　総合事業のサービス……1417

Ⅳ 指定基準関係告示・通知等
各基準に共通する告示・通知等……1431
付　有料老人ホーム……1491

Ⅴ サービス事業所関連－その他の主な通知等
……1525

社会保険研究所

2 指定基準編

内容目次＆法令・通知等一覧

● 事業所・施設の指定等のあらまし（解説）

1 基準にもとづく指定

国による基準と都道府県・市町村による基準 …… 10
指定・更新が行われない場合（欠格事由） …… 10
地域ニーズに応じた事業者の指定 …… 12

2 事業の適正な実施の確保

業務管理体制整備に関する届出 …… 14
指導監査による事業の適正な実施の確保 …… 15

3 大都市特例

事業所・施設が指定都市・中核市に所在する場合 …… 16
指定都市・中核市の条例制定権 …… 16

● 令和３年度 介護報酬改定と指定基準の改正（参考）

Ⅰ 介護報酬改定のポイント …… 18

Ⅱ 指定基準改正のポイント …… 23

■凡例

①関係告示・通知等　基準省令・解釈通知に関連する告示・通知等については，該当する主なサービスの箇所に掲載したほか，複数の基準に関係するものについては「Ⅳ　指定基準関係告示・通知等」「Ⅴ サービス事業所関連ーその他の主な通知等」にまとめています。

②令和３年４月（一部10月）実施の改定項目の表示
新設項目には新の記号，実質的な変更があった部分には破線の下線（「Ⅳ　指定基準関係告示・通知等」「Ⅴ サービス事業所関連ーその他の主な通知等」では実線の下線）を附しています。

※法令・通知等一覧で用いた記号
□＝省令　○＝告示　●＝通知　△＝事務連絡等
【　】＝令和３年度改定に伴う制定
・一部（全部）改正

Ⅰ 居宅サービス等の基準

1 居宅サービス …… 31

1 総則／雑則 …… 32
2 訪問介護 …… 46
3 訪問入浴介護 …… 85
4 訪問看護 …… 110
5 訪問リハビリテーション …… 141
6 居宅療養管理指導 …… 166
7 通所介護 …… 188
8 通所リハビリテーション …… 223
9 短期入所生活介護 …… 256
10 短期入所療養介護 …… 308
11 特定施設入居者生活介護 …… 347
12 福祉用具貸与 …… 389
13 特定福祉用具販売 …… 417

□指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（11.3.31厚生省令第37号）【令3.1.25厚生労働省令第９号：第１条】
●指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（11.9.17老企第25号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙８】

関係する告示・通知等
○厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（24.3.13厚生労働省告示第118号）／48
●指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて（20.7.29老振発第0729002号）／78
●「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準について」の一部改正等について（13.3.21老振発第17号）／79
●指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（12.11.16老振第76号）／79
●「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について（15.3.19老振発第0319002号）／81
△介護輸送に係る法的取扱いについて（18.9.29老健局振興課）／82
●訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（12.3.30老企第55号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙20】／136
△訪問看護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について（28.3.25老健局老人保健課）／139
△指定訪問看護事業者が卸売販売業者から購入できる医薬品等の取扱いについて（周知依頼）（23.5.13医薬食品局総務課／老健局老人保健課／保険局医療課）／140
●指定通所リハビリテーションにおける理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて（15.5.30老振発第0530001号・老老発第0530001号）／255
○厚生労働大臣が定める療法等（12.3.30厚生省告示第124号）／319
○指定短期入所療養介護事業所，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（12.3.30厚生省告示第125号）／320
○厚生労働大臣が定める有料老人ホーム（12.2.28厚生省告示第48号）／352
●特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（12.3.30老企第52号）／387
●複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（27.3.27老振発0327第３号）／416

2 地域密着型サービス …… 441

1 総則／雑則 …… 442
2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 …… 452
3 夜間対応型訪問介護 …… 496
4 地域密着型通所介護 …… 527
5 認知症対応型通所介護 …… 571
6 小規模多機能型居宅介護 …… 611
7 認知症対応型共同生活介護 …… 658
8 地域密着型特定施設入居者生活介護 …… 701
9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 …… 733
10 看護小規模多機能型居宅介護 …… 789

□指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（18.3.14厚生労働省令第34号）【令3.1.25厚生労働省令第９号：第３条】
●指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（18.3.31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙９】

関係する告示・通知等
○指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣

が定める者及び研修（24.3.13厚生労働省告示第113号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】／454，498，575，615，617，660
○厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者（30.3.22厚生労働省告示第79号）／455，498
●指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準第３条の37第１項に定める介護・医療連携推進会議，第34条第１項（第88条，第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（27.3.27老振発0327第４号・老老発0327第１号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙26】／492
△児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱について（30.3.30社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／老健局老人保健課）／569
●「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（24.3.16老高発0316第２号・老振発0316第２号・老老発0316第６号）／608
●構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について（22.6.1社援発0601第７号・老発0601第２号）／653
●構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について（23.6.1社援発0601第２号・老発0601第１号）／655
●構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開について（25.7.11社援発0711第１号・老発0711第１号）／656
●「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準」第97条第８項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（18.10.17老計発第1017001号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙25】／694

3 居宅介護支援……833

□指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（11.3.31厚生省令第38号）【令3.1.25厚生労働省令第９号：第２条】
●指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（11.7.29老企第22号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙10】

関係する告示・通知
○厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（30.5.2厚生労働省告示第218号）／851
●居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について（11.12.8老企第31号）【令3.3.31老認発0331第５号】／872
●指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）（令2.6.5老振発0605第２号）／873

Ⅱ 施設サービスの基準

1 介護老人福祉施設……877

1 指定介護老人福祉施設……878
2 特別養護老人ホーム……942

□指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（11.3.31厚生省令第39号）【令3.1.25厚生労働省令第９号：第８条】
●指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準について（12.3.17老企第43号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙12】
□特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（11.3.31 厚生省令第46号）【令3.1.25厚生労働省令第９号：第11条】
●特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（12.3.17老発第214号）【令3.3.19老発0319第６号】

関係する通知等
●指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（26.12.12老高発1212第１号）／935
●出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について（25.12.25老高発1225第２号・老振発1225第１号）／937
●厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正等について（12.11.21老振第77号・老健第123号）／938
△ショートステイ床の特別養護老人ホーム床としての一時的活用に関するＱ＆Ａ（12.11.21老人保健福祉局振興課／老人保健課）／939

2 介護老人保健施設……1001

□介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（11.3.31厚生省令第40号）【令3.1.25厚生労働省令第９号：第９条】
●介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準について（12.3.17老企第44号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙13】

関係する告示・通知
○厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（11.3.31厚生省告示第96号）／1004
○厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（20.4.10厚生労働省告示第265号）／1005
○指定短期入所療養介護事業所，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（12.3.30厚生省告示第125号）／1031
●介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（12.3.31老企第59号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙21】／1070
●分館型介護老人保健施設の整備について（12.9.5老振第53号）／1072
●認知症専門棟に係る施設基準について（12.9.5老健第115号）／1072
●介護老人保健施設に関して広告できる事項について（13.2.22老振発第10号）／1073
●転換型介護老人保健施設に係る施設及び設備基準の特例について（15.3.3老計発第0303001号・老振発第0303001号・老老発第0303002号）／1074

3 介護療養型医療施設……1077

□健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準（11.3.31厚生省令第41号）【令3.1.25厚生労働省令第９号：第10条】
●健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準について（12.3.17老企第45号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙14】

関係する告示
○厚生労働大臣が定める療法等（12.3.30厚生省告示第124号）／1100
○指定短期入所療養介護事業所，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（12.3.30厚生省告示第125号）／1101

4 介護医療院……1137

□介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（30.1.18厚生労働省令第５号）【令3.1.25厚生労働省令第９号：第13条】
●介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準について（30.3.22老老発0322第１号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙15】

関係する告示・通知等
○厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者（30.3.30厚生労働省告示第181号）／1140
○厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（30.3.30厚生労働省告示第182号）／1141
○厚生労働大臣が定める療法等（12.3.30厚生省告示第124号）／1165
○指定短期入所療養介護事業所，介護老人保健施設，指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（12.3.30厚生省告示第125号）／1165
●介護医療院を開設できる者について（30.3.30老発0330第14号）／1205
●介護医療院に関して広告できる事項について（30.3.30老老発0330第１号）／1207
●介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）（30.3.22医政発0322第13号）／1208
△介護保険施設と併設する病院における医師等の員数の算定について（30.7.27医政局総務課）／1210

Ⅲ 介護予防サービス等の基準

1 介護予防サービス ……1211

1 総則／雑則 ……1212
2 介護予防訪問入浴介護 ……1218
3 介護予防訪問看護 ……1230
4 介護予防訪問リハビリテーション ……1238
5 介護予防居宅療養管理指導 ……1245
6 介護予防通所リハビリテーション ……1251
7 介護予防短期入所生活介護 ……1261
8 介護予防短期入所療養介護 ……1284
9 介護予防特定施設入居者生活介護 ……1299
10 介護予防福祉用具貸与 ……1316
11 特定介護予防福祉用具販売 ……1324

□指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（18.3.14厚生労働省令第35号）【令3.1.25厚生労働省令第９号：第４条】

●指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（11.9.17老企第25号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙８】

2 地域密着型介護予防サービス ……1329

1 総則／雑則 ……1330
2 介護予防認知症対応型通所介護 ……1334
3 介護予防小規模多機能型居宅介護 ……1350
4 介護予防認知症対応型共同生活介護 ……1364

□指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（18.3.14厚生労働省令第36号）【令3.1.25厚生労働省令第９号：第６条】

●指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（18.3.31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙９】

関係する告示

○指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（24.3.13厚生労働省告示第113号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号】／1336，1352，1353，1354，1365，1366

3 介護予防支援 ……1375

□指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（18.3.14厚生労働省令第37号）【令3.1.25厚生労働省令第９号：第５条】

●指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（18.3.31老振発第0331003号・老老発第0331016号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙11】

関係する通知

●介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について（18.3.31老振発第0331010号）【令3.3.31老認発0331第５号】／1415

付　総合事業のサービス ……1417

訪問型サービス・通所型サービス ……1418

□介護保険法施行規則第140条の63の６第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準【令3.3.15厚生労働省告示第71号】

●介護保険法施行規則第140条の63の６第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準について【令3.3.19老認発0319第２号】

Ⅳ 指定基準関係告示・通知等

各基準に共通する告示・通知等 ……1431

1　利用者負担関係

○居住，滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（17.9.7厚生労働省告示第419号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号：第14条】／1432

○厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（12.3.30厚生省告示第123号）【令3.3.15厚生労働省告示第73号：第９条】／1434

●通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（12.3.30老企第54号）【令3.3.16老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号：別紙19】／1438

△「その他の日常生活費」に係るＱ＆Ａ（12.3.31老人保健福祉局介護保険制度施行準備室）／1440

●介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について（12.4.11老振第25号・老健第94号）／1441

●介護保険施設等における日常生活費等の受領について（12.11.16老振第75号・老健第122号）／1442

●介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて（30.9.28老推発0928第１号・老高発0928第１号・老振発0928第１号・老老発0928第１号）／1443

2　宿泊サービス関係

●指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員，設備及び運営に関する指針について（27.4.30老振発0430第１号・老老発0430第１号・老推発0430第１号）／1450

3　施設サービス関係

●病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について（30.3.27医政発0327第31号・老発0327第６号）／1455

●病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について（19.5.31医政発第0531003号・老発第0531001号）／1456

●構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の２階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について（24.3.30老発0330第３号）／1457

●指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う改正前の入居定員の基準を超えるユニットの適切な運営について【令3.3.16老指発0316第１号・老高発0316第１号・老認発0316第２号・老老発0316第１号】／1459

●介護保険施設等における事故の報告様式等について【令3.3.19老高発0319第１号・老認発0319第１号・老老発0319第１号】／1460

4　共生型サービス関係

共生型サービスの指定に関するＱ＆Ａ／1463

△平成30年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.１）（30.3.23老健局老人保健課／高齢者支援課／振興課／総務課認知症施策推進室）

△令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.３）【令3.3.26老健局老人保健課／高齢者支援課／認知症施策・地域介護推進課】

5　条例委任関係

●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について（老人福祉法及び介護保険法関係）（23.10.7老発1007第６号）／1468

●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について（25.9.13老発0913第２号）／1471

●児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）（31.4.1障発0401第11号・老発0401第７号）／1472

6　事務処理負担軽減関係

△事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について（令2.8.3老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課）／1477

●社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について（その２）【令3.3.30老発0330第１号】／1479

△指定居宅サービス事業所，介護保険施設，指定介護予防サービス事業所，指定地域密着型サービス事業所，指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について（その２）【令3.3.30老健局高齢者支援課・認知症施策・地域介護推進課・老人保健課】／1481

7　その他

○厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（18.3.31厚生労働省告示第268号）／1483

●老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について（26.10.1老高発1001第２号・老振発1001第１号・老老発1001第１号・薬食安発1001第３号）／1484

●医師法第17条，歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（17.7.28老振発第0728001号）／1485

△若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について（30.7.27老健局総務課認知症施策推進室・振興課・老人保健課）／1488

△介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱いについて（令2.9.23社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室・老健局高齢者支援課・認知症施策・地域介護推進課・老人保健課）／1490

付　有料老人ホーム ……1491

1　設置運営標準指導指針等

●有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（14.7.18老発第0718003号）／1492

●有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について（30.3.30老高発0330第３号）／1510

●有料老人ホーム情報提供制度実施要領について（30.3.30老高発0330第４号）／1511

●有料老人ホームの一覧表の作成・公表及びサービス付き高齢者向け住宅に対する住所地特例に係る事務の周知について（27.2.26老介発0226第２号・老高発0226第２号・国住心第188号）／1513
２　前払金等関係
○厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（18.3.31厚生労働省告示第266号）【令3.3.15告示第73号：第21条】／1517
△有料老人ホームにおける家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について（24.3.16老健局高齢者支援課）／1519

Ⅴ サービス事業所関連－その他の主な通知等

１　指導監督
●介護保険施設等の指導監督について（18.10.23老発第1023001号）／1526
●市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について（30.3.28老発0328第４号）／1530
●介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について（27.3.31老発0331第８号）／1532
●介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について（令元.5.29老指発0529第１号）／1535
●高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について【令3.3.18老指発0318第１号・老高発0318第１号・老認発0318第１号】／1543
２　業務管理体制の届出
●介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について（21.3.30老発第0330076号）／1545
●介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（21.3.30老発第0330077号）／1549
●「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法等の一部改正について（26.6.10老発0610第12号）／1553
△介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について（27.3.31老健局総務課介護保険指導室）【令3.3.10老健局総務課介護保険指導室】／1554
●「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について（令元.6.14老発0614第２号）／1560
△「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について（補足）（令2.12.1老健局総務課介護保険指導室）／1560
３　介護サービス情報の公表制度
●「介護サービス情報の公表」制度の施行について（18.3.31老振発第0331007号：別紙）／1562
●「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドラインについて（24.3.13老振発0313第１号）／1572

◆他巻の内容概要

1 単位数表編
●介護報酬の算定構造一覧
Ⅰ在宅の要介護者へのサービス
Ⅱ要介護者への施設サービス
Ⅲ要支援者へのサービス
Ⅳ改正告示附則（経過措置）
Ⅴ総合事業関連
付 福祉用具購入費・住宅改修費

3 QA・法令編
介護報酬Ｑ＆Ａ
指定基準Ｑ＆Ａ
令和3年度介護報酬改定Ｑ＆Ａ
新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いＱ＆Ａ等
法令・通知
請求書・明細書の記載要領

事業所・施設の指定等のあらまし

1 基準にもとづく指定……10
国による基準と都道府県・市町村による基準
指定・更新が行われない場合（欠格事由）
地域ニーズに応じた事業者の指定

2 事業の適正な実施の確保……14
業務管理体制整備に関する届出
指導監査による事業の適正な実施の確保

3 大都市特例……16
事業所・施設が指定都市・中核市に所在する場合
指定都市・中核市の条例制定権

1 基準にもとづく指定

◆国による基準と都道府県・市町村による基準

介護保険サービスは，サービス種類ごとに定められた事業運営の基準（指定基準）を満たすものとして指定（介護老人保健施設と介護医療院については開設許可）をうけた事業所・施設が提供します。事業所・施設は，要介護者・要支援者の人格を尊重するとともに，介護保険法とそれにもとづく命令を遵守し，要介護者・要支援者のために忠実に職務を遂行しなければなりません。

基準には，サービス提供の前提となる人員基準・設備（施設）基準とサービス提供の実際についての運営基準があります。

また，これらの基準は，国が厚生労働省令で定めたものと，指定権者が条例で定めたものとがあります。

※指定権者とは，地域密着型（介護予防）サービスと居宅介護支援については市町村長，それ以外のサービスについては都道府県知事です。なお，都道府県の指定の事務は，指定都市および中核市に移譲されています（大都市特例→16頁）。

国の基準と条例による基準の関係は，国の基準が項目ごとに①従うべきもの，②標準とするもの，③参酌するものに分けられ，これらに応じて各地の条例が定められています。

事業所・施設は，常に事業運営とサービスの質の向上に努めます。サービスは，自ら行う質の評価等により常に利用者の立場に立って提供することがもとめられています。

指定の有効期間は６年間で，そのつど指定の更新をうけます。

◆指定・更新が行われない場合（欠格事由）

事業所・施設が人員基準を満たしていない場合や，設備・運営基準に従った適正運営ができないと認められる場合には，指定・更新は行われません。また，申請者（事業者）やその親会社等，法人役員・管理者等が次に該当する場合などにも，指定・更新は行われません。

⑴禁固刑以上の刑，または介護保険法その他保健医療福祉に関する法律（労働基準法等を含む）での罰金刑をうけて，その執行が終わるまでの間
⑵前に指定取消をうけ，そのときから５年が経過していない（指定取消処分をのがれるために事業廃止の届出を行った場合も同じ）
⑶５年以内に介護サービスに関し不当または著しく不正な行為をした

人権に直結する運営の基準

サービスを提供する際の運営基準の事項は，その多くが国の基準を参酌しつつ，それとは異なる内容でもよいとされています。ただし，利用者・入所者等の人権に直結する項目については，国の基準に従います。その主なものは次のとおりです。

「内容及び手続の説明と同意」…あらかじめ利用申込者または家族に，運営規程の概要等サービス選択に関係する重要事項を文書で説明し，同意を得て，サービスの提供を開始する

「提供拒否の禁止等」…正当な理由なく，サービスの提供を拒んではならない

「身体的拘束等の禁止等」…緊急やむを得ない場合を除いて，身体的拘束など利用者・入所者・入院患者の行動を制限する行為の禁止。やむを得ず行った場合，所定事項を記録

「秘密保持等」…従業者（であった者）は正当な理由なく，業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。サービス担当者会議等で利用者・家族の個人情報を用いる場合はその利用者・家族の同意をあらかじめ文書により得ておく

■サービス事業者・施設に関する国の基準と条例で定める基準の関係

指定居宅サービス，指定介護予防サービス（基準該当居宅サービス，基準該当介護予防サービス）	
⑴厚生労働省で定める基準（国の基準）に従い定める項目	①従業者に係る基準および当該従業者の員数 ②居室，療養室および病室の床面積（短期入所サービス）「専用の部屋」の基準（療養通所介護，通所リハビリテーション） ③人権に直結する運営基準等
⑵国の基準を標準として定める項目	利用定員（療養通所介護，短期入所生活介護／介護予防を含む）
指定地域密着型サービス，指定地域密着型介護予防サービス	
⑴厚生労働省で定める基準（国の基準）に従い定める項目	①従業者に係る基準および当該従業者の員数 ②宿泊室（小規模多機能型居宅介護／介護予防を含む，看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス））および居室（認知症対応型共同生活介護／介護予防を含む，地域密着型介護老人福祉施設）の床面積 ③利用定員（認知症対応型通所介護／介護予防を含む） ④人権に直結する運営基準等
⑵国の基準を標準として定める項目	認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の利用定員 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）の利用定員（３年８月から） 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の利用定員
指定介護老人福祉施設	
⑴厚生労働省で定める基準（国の基準）に従い定める項目	①サービスに従事する従業者およびその員数 ②居室の床面積 ③人権に直結する運営基準等
介護老人保健施設・介護医療院	
⑴厚生労働省令（国の基準）が定める項目	①医師および看護師の員数の基準 ②療養室，診察室，機能訓練室，処置室（介護医療院）の基準
⑵厚生労働省で定める基準（国の基準）に従い定める項目	③サービスに従事する従業者および員数（①を除く） ④人権に直結する運営基準等
指定介護療養型医療施設	
⑴厚生労働省で定める基準（国の基準）に従い定める項目	①サービスに従事する従業者およびその員数 ②病室の床面積 ③人権に直結する運営基準等

※すべてのサービスについて，上記⑴⑵以外は，「国の基準を参酌して定める項目」となる

・「従うべき基準」条例の内容を直接的に拘束する，必ず適合しなければならない基準であり，当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの，異なる内容を定めることは許されないもの。
・「標準」法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ，合理的な理由がある範囲内で，地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
・「参酌すべき基準」地方自治体が十分参酌した結果としてであれば，地域の実情に応じて，異なる内容を定めることが許容されるもの。
◎**人権に直結する運営基準等**　運営に関する事項のうち，利用者・入所者等のサービスの適切な利用，適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

参考

令和3年度　介護報酬改定と指定基準の改正

令和３年度の介護報酬改定では，新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で，①**感染症や災害への対応力強化**が図られました。

そして，団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年に向けて，高齢化の一層の進展と現役世代の急減が見込まれる2040年をも見据えながら，②**地域包括ケアシステムの推進**，③**自立支援・重度化防止の取組の推進**，④**介護人材の確保・介護現場の革新**，⑤**制度の安定性・持続可能性の確保**を図るものとして行われました。

改定率は，介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ，物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等をふまえ，全体で＋0.70％となりました。これにより，すべてのサービスの基本報酬が引き上げられています（別に適正化が行われたものを除く）。

なお，0.70％のうち0.05％は，新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価です（令和３年９月まで）。これにより，令和３年４月から９月まで「基本報酬」に0.1％が上乗せされます。

Ⅰ　介護報酬改定のポイント

※社会保障審議会介護給付費分科会（第199回・令和３年１月18日）の資料「令和３年度介護報酬改定の主な事項について」にもとづき作成

1．感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合でも，利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築	
⑴感染症対策の強化	介護サービス事業者に，感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から，委員会の開催，指針の整備，研修の実施，訓練（シミュレーション）の実施等を義務づけ【３年の経過措置期間】
⑵業務継続に向けた取組の強化	感染症や災害が発生した場合であっても，必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から，すべての介護サービス事業者を対象に，業務継続に向けた計画等の策定，研修の実施，訓練（シミュレーション）の実施等を義務づけ【３年の経過措置期間】
⑶災害への地域と連携した対応の強化	災害への対応は地域との連携が不可欠であることをふまえ，非常災害対策（計画策定，関係機関との連携体制の確保，避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系，短期入所系，特定，施設系）は，小規模多機能型居宅介護（小多機）等の例を参考に，訓練実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない
⑷通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応	感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に，状況に即した安定的サービス提供のため，足下の利用者数に応じて柔軟に事業所規模別・各区分の算定を可能とするとともに，臨時的な利用者数減少に対応するための評価を設定

※色アミは「Ⅱ　指定基準改正のポイント」に関連する改定事項（以下同じ）

2．地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域において，利用者の尊厳を保持しつつ，必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進		
⑴認知症への対応力向上	①訪問系サービス	認知症専門ケア加算を新設
	②多機能系サービス	認知症行動・心理症状緊急対応加算を新設
	③介護に直接携わる職員	認知症介護基礎研修を義務づけ【３年の経過措置期間】
⑵看取りへの対応の充実	①基本報酬や看取りに係る加算の算定要件	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組
	②特養，老健，介護付きホーム，認知症GH	看取りに係る加算で，現行の死亡日以前30日前からの算定に加えて，それ以前の一定期間の対応を新たに評価
	③看取り期の利用者への訪問介護提供	訪問介護の２時間ルールを弾力化，所要時間を合算せずそれぞれの所定単位数の算定が可能に
⑶医療と介護の連携の推進	①医師等による居宅療養管理指導（多職種連携）	地域社会での様々な支援へとつながるよう留意し，関連する情報をケアマネジャー等に提供するよう努める
	②短期入所療養介護	基本報酬の評価見直し／総合的な医学的管理を評価
	③介護老人保健施設（医療ニーズへの対応強化）	所定疾患施設療養費：検査の実施の明確化や算定日数の延長，対象疾患の追加／かかりつけ医連携薬剤調整加算：継続的な薬物治療を提供する観点から見直し
	④介護医療院	長期入院患者の受入れ・サービス提供を新たに評価
	⑤介護療養型医療施設	令和５年度末までの円滑な移行を促す措置
⑷在宅サービスの機能と連携の強化 ⑸介護保険施設や高齢者住まいにおける対応の強化 ※⑴⑵⑶も参照	①訪問介護の通院等乗降介助	居宅が始点・終点となる目的地間の移送も算定可能に
	②訪問入浴介護	新規利用者への初回サービス提供前の利用の調整を新たに評価／清拭・部分浴を実施した場合の減算幅を見直し
	③訪問看護	主治の医師が必要と認める場合に退院・退所当日の算定を可能に／看護体制強化加算の要件や評価を見直し
	④認知症GH，短期療養，多機能系サービス	緊急時の宿泊ニーズに対応する観点から，緊急時短期利用の受入日数や人数の要件等を見直し
	⑤個室ユニット型施設の１ユニット定員	実態に応じた職員配置に努めることを求めつつ，「原則として概ね10人以下とし15人を超えないもの」とする
⑹ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保	①特定事業所加算	事業所間連携による体制確保や対応等を新たに評価
	②逓減制	ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合の適用件数を見直し（逓減制の適用を40件以上から45件以上とする）
	③利用者が医療機関で診察を受ける際	同席し，医師等と情報連携を行い，当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを新たに評価
	④介護予防支援	地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて，居宅介護支援事業者との情報連携等を新たに評価
⑺地域の特性に応じたサービスの確保	①中山間地域等に係る加算	夜間，認デイ，多機能系サービスを対象に追加
	②認知症ＧＨ	ユニット数を弾力化／サテライト型事業所を創設
	③多機能系サービス	市町村が認めた場合に，過疎地域等で登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないことが可能に
	④小多機の登録定員等	指定基準で「従うべき基準」から「標準基準」に見直し

9 短期入所生活介護（人員，設備，運営の基準）

（☆は準用を示す）

▷左段は基準省令「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準」のうちの「**第９章　短期入所生活介護**」及び基準第140条による他の章からの準用規定（☆で明示，準用に伴う読替えは下線で表示）を記載した。
▷附則・改正省令附則・関係告示については該当する本則条文の後に※印で明示の上，条文を掲載または内容・名称を掲載した。
▷条例を定めるにあたり従うべき基準の該当項目に◆印を，標準とする基準の該当項目に◇印を附した。

▷右段は基準省令の解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」の「**第３　介護サービス**」のうちの「**八　短期入所生活介護**」及び他からの準用（参照）規定をもとに，基準省令等の条文等に対応して該当部分を配置した（準用項目については，準用に伴う読替えを下線で表示）。
▷解釈通知の関係通知は該当箇所に※印で名称を掲載した。

第１節　基本方針

基本方針

第120条　指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

従業者の員数　◆

第121条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第５節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。ただし，利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第129条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第138条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては，他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，第四号の栄養士を置かないことができる。

一　**医師**　1以上
二　**生活相談員**　常勤換算方法で，利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
三　**介護職員又は看護師若しくは准看護師**（以下この章において「**看護職員**」という。）　常勤換算方法で，利用者の数が３又はその端数を増すごとに1以上
四　**栄養士**　1以上
五　**機能訓練指導員**　1以上
六　**調理員その他の従業者**　当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2　特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって，その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は，同項の規定にかかわらず，これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3　第１項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。

4　特別養護老人ホーム，養護老人ホーム（老人福祉法第20条の４に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。），病院，診療所，介護老人保健施設，介護医療院，特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって，当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については，老人福祉法，医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて，第１項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5　第１項第二号の生活相談員のうち１人以上は，

1　人員に関する基準（居宅基準第121条及び第122条）

(1)　従業者の員数

①　居宅基準第121条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームとは，入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して指定短期入所生活介護を行う特別養護老人ホームを意味するものである。

②　併設事業所については，

イ　居宅基準第121条第４項の「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは，併設本体施設の事業に支障が生じない場合で，かつ，夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。

ロ　医師，栄養士及び機能訓練指導員については，併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えない。

ハ　生活相談員，介護職員及び看護職員の員数については，併設されているのが特別養護老人ホームである場合には，特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を，特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば，入所者50人，利用者10人の場合の看護・介護職員の員数は，50÷３＝17（端数切り上げ）と10÷３＝４（端数切り上げ）の合計で21人となるのではなく，（50＋10）÷３＝20人となる。

ニ　また，併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も，従業者の員数の計算上，特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとする。例えば，特定施設に併設されている場合で，特定施設入居者生活介護の利用者が110人，短期入所生活介護の利用者が20人である場合の生活相談員の員数は，110＋20＝130人について計算するため，合計で２人ということとなる。

③　ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く）が併設され一体的に運営される場合，生活相談員の員数については，ユニット型指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を，それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。

(2)　生活相談員（居宅基準第121条第１項第二号）

生活相談員については，**特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準**（平成11年厚生省令第46号）第５条第２項〔→Ⅱ－1－2〕に定める生活相談員に準ずるものとする。

(3)　看護職員　新

居宅基準第121条第６項に規定する「密接な連携」とは，以下のいずれも満たしている場合のことをいう。

①　病院等（病院，診療所又は訪問看護ステーション（併設事業所にあっては，同項に規定する併設本体施設を含む。）をいう。②及び③において同じ。）の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。

②　病院等において，指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。また，指定短期入所生活介護事業所において，病院等からの適切な指示等を受けることができる体制が確保されていること。

③　病院等及び指定短期入所生活介護事業所において，指定短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。

常勤でなければならない。また，同項第三号の介護職員又は看護職員のうち１人以上は，常勤でなければならない。ただし，利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては，生活相談員，介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6　指定短期入所生活介護事業者は，第１項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても，利用者の状態像に応じて必要がある場合には，病院，診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては，当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7　第１項第五号の機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし，当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

8　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等基準第129条第１項から第７項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

管理者 ◆

第122条　指定短期入所生活介護事業者は，指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は，当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができるものとする。

(4)　**機能訓練指導員**（居宅基準第121条第７項）

機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが，この「訓練を行う能力を有する者」とは，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし，利用者の日常生活やレクリエーション，行事等を通じて行う機能訓練については，当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

(5)　**栄養士**

居宅基準第121条第１項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないとき」とは，隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第１項に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより，適切な栄養管理が行われている場合である。

(6)　**管理者**

指定短期入所生活介護事業所の管理者は常勤であり，かつ，原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし，以下の場合であって，当該事業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができるものとする。

①　当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合

②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等，特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所，施設等がある場合に，当該他の事業所，施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所，施設等の事業の内容は問わないが，例えば，併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが，訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には，例外的に認められる場合もありうる。）

第３節　設備に関する基準

利用定員等 ◇

第123条　指定短期入所生活介護事業所は，その利用定員を20人以上とし，指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし，第121条第２項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては，この限りでない。

２　併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第140条の４に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって，それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては，前項本文の規定にかかわらず，その利用定員を20人未満とすることができる。

３　指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等基準第131条第１項及び第２項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって，前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

設備及び備品等

第124条　指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては，準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

一　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二　居室等を２階又は地階に設けている場合であって，次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては，市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上，第140条において準用する第103条第１項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ　第140条において準用する第103条第１項に規定する訓練については，同項に規定する計画に従い，昼間及び夜間において行うこと。

ハ　火災時における避難，消火等の協力を得る

２　設備に関する基準（居宅基準第123条及び第124条）

(1)　**ユニット型指定短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業**（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く）**との一体的運営について**

ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。）が併設され一体的に運営される場合であって，それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては，その利用定員を20人未満であってもよいものとして取扱うことができることとされたが，「併設され一体的に運営される場合」とは，併設ユニット型指定短期入所生活介護の事業に支障が生じない場合で，かつ，夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。

(2)　指定短期入所生活介護事業所の建物は，利用者が身体的，精神的に障害を有する者であることに鑑み，利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし，利用者の日常生活に充てられる居室，静養室，食堂，浴室及び機能訓練室（以下「居室等」という。）を２階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については，準耐火建築物とすることができる。また，居室等を２階又は地階に設ける場合であっても，基準第124条第１項第二号に掲げる要件を満たし，火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められる場合には，準耐火建築物とすることができる。

事故発生時の対応（☆基準第140条）◆

第37条　指定短期入所生活介護事業者は，利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族，当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。

２　指定短期入所生活介護事業者は，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定短期入所生活介護事業者は，利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。

(30)　事故発生時の対応　☆一

居宅基準第37条は，利用者が安心して指定短期入所生活介護の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定短期入所生活介護事業者は，利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には，市町村，当該利用者の家族，当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに，当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また，利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には，損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお，居宅基準第139条の２第２項の規定に基づき，事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は，２年間保存しなければならない。

このほか，以下の点に留意するものとする。

①　利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。

②　指定短期入所生活介護事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくか，又は賠償資力を有することが望ましいこと。

③　指定短期入所生活介護事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。

虐待の防止（☆基準第140条）新◆

第37条の２　指定短期入所生活介護事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

編注：虐待の防止に係る措置は，令和６年３月31日まで努力義務（令和６年４月１日より義務化）。

※令３省令９号附則第２条〔虐待の防止に係る経過措置〕〔→41頁〕

(18)　虐待の防止　新

居宅基準第140条の規定により指定短期入所生活介護の事業について準用される居宅基準第37条の２の規定については，訪問介護と同様であるので，**第３の一の３の(31)**を参照されたい。

第３の一の３の(31)より　新

居宅基準第37条の２は，虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は，法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や，高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く，指定短期入所生活介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については，「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり，その実効性を高め，利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう，次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

指定短期入所生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり，第３条の一般原則に位置付けられているとおり，研修等を通じて，従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に，従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

指定短期入所生活介護事業所の従業者は，虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから，これらを早期に発見できるよう，必要な措置（虐待等に対する相談体制，市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また，利用者及びその家族からの虐待等に係る相談，利用者から市町村への虐待の届出について，適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には，速やかに市町村の窓口に通報される必要があり，指定短期入所生活介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ，市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ，虐待等の防止・早期発見に加え，虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお，当該義務付けの適用に当たっては，令和３年改正省令附則第２条において，３年間の経過措置を設けており，令和６年３月31日までの間は，努力義務とされている。

一　当該指定短期入所生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに，その結果について，短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第一号）

虐待防止検討委員会は，虐待等の発生の防止・早期発見に加え，虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり，管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに，定期的に開催することが必要である。また，虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方，虐待等の事案については，虐待等に係る諸般の事情が，複雑かつ機微なものであることが想定されるため，その性質上，一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず，個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお，虐待防止検討委員会は，他の会議体を設置している場合，これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また，事業所に実施が求められるものであるが，他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また，虐待防止検討委員会は，テレビ電話装

7 認知症対応型共同生活介護
（人員，設備，運営の基準）

（☆は準用を示す）

▷左段は基準省令「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準」のうちの「**第５章　認知症対応型共同生活介護**」及び基準第108条による他の章からの準用規定（☆で明示，準用に伴う読替えは下線で表示）を記載した。
▷附則については，該当する本則条文の後に※印で明示の上，条文を掲載した。
▷条例を定めるにあたり従うべき基準の該当項目に◆印を，標準とする基準の該当項目に◇印を附した。

▷右段は基準省令の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」のうち「**第３　地域密着型サービス**」の「**五　認知症対応型共同生活介護**」及び他からの準用（参照）規定をもとに，基準省令の条文等に対応して該当部分を配置した（準用項目については，準用に伴う読替えを下線で表示）。
▷解釈通知の関係通知は該当箇所に※印で名称を記載した。

第１節　基本方針

第89条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は，要介護者であって認知症であるものについて，共同生活住居（法第８条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において，家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

従業者の員数　◆

第90条　指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は，当該事業所を構成する共同生活住居ごとに，夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を，常勤換算方法で，当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第93条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか，夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし，当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において，当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し，介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって，当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ，利用者の安全性が確保されていると認められるときは，夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は，夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

２　前項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。

３　第１項の介護従業者のうち１以上の者は，常勤でなければならない。

４　指定認知症対応型共同生活介護事業所に，指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において，前３項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか，第63条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第171条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは，当該介護従業者は，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

１　基本方針（基準第89条）

認知症対応型共同生活介護は，認知症高齢者が，家庭的な環境と地域住民との交流の下，住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目指すものである。

指定認知症対応型共同生活介護の対象者は，法第８条第20項の規定に規定されるとおり，認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は，共同生活住居において共同生活を送ることに支障があると考えられることから，指定認知症対応型共同生活介護の対象とはならないものである。

２　人員に関する基準

⑴　従業者の員数等（基準第90条等）

②　介護従業者

イ　基準第90条第１項から第３項に規定する介護従業者については，利用者が認知症を有する者であることから，認知症の介護等に対する知識，経験を有する者であることを原則とする。なお，これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。

夜間及び深夜の時間帯は，それぞれの事業所ごとに，利用者の生活サイクルに応じて，１日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし，これに対応して，夜間及び深夜の時間帯以外の指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者及び夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下同じ。）を行わせるために必要な介護従業者を確保するものとする。

例えば，利用者を８人とし，常勤の勤務時間を１日８時間とし，午後９時から午前６時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合，午前６時から午後９時までの15時間の間に，８時間×３人＝延べ24時間分の指定認知症対応型共同生活介護が提供され，かつ，当該時間帯においては，常に介護従業者が１人以上確保されていることが必要となる。また，午後９時から午前６時までは，夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者（以下「夜勤職員」という。）が１人以上確保されていることが必要となる。

ただし，３つの共同生活住居を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所において，全ての共同生活住居が同一の階に隣接し，介護従業者が円滑に利用者の状況把握を行い，速やかな対応を行うことが可能となる構造である場合には，当該指定認知症対応型共同生活介護事業者によって夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施といった安全対策が行われ，利用者の安全性が確保されていると認められている場合に限り，夜勤職員を２名以上とすることができる。この場合には，利用者のケアの質や職員の負担にも配慮すること。

マニュアルの策定や避難訓練の実施に当たっては，基準第108条において準用する第82条の２において定められた非常災害に関する具体的な計画や訓練の実施において，夜間及び深夜の時間帯の勤務を想定した内容を取り扱うことで差し支えない。

なお，事業所の判断により，人員配置基準を満たす２名以上の夜勤職員を配置した上で，さらに他の職員を配置する場合については，宿直体制で配置することも可能である。

宿直勤務を行う介護従業者を置く際の夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては，「社会福祉施設における宿直勤務の取り扱いについて」（昭和49年８月20日社施第160号社会局施設課長，児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行うこと。

ロ　基準第90条第４項の規定は，指定小規模多機能型居宅介護に係る第63条第６項の規定と同趣旨であるため，**第３の四の２の⑴の②のチ**を参照されたい。

なお，指定認知症対応型共同生活介護事業所の職務に従事する夜勤職員については，当該事業所に指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設され，以下の要件を満たすほか，入居者の処遇に支障がないと認められる場合に限り，指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねることができる。

⑴　指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員と指定小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員の合計が９人以内であること。

⑵　指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業所が同一階に隣接しており，一体的な運用が可能な構造であること。

5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに，保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6　前項の計画作成担当者は，**別に厚生労働大臣が定める研修**を修了している者でなければならない。

※指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修

（平成24年３月13日 厚生労働省告示第113号，今回改正；令和３年３月15日 厚生労働省告示第73号）

五　指定地域密着型サービス基準第90条第６項の厚生労働大臣が定める研修

認知症対応型共同生活介護事業所において，利用者及び事業の特性を踏まえた認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型サービス基準第90条第５項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。）を作成するために必要な認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修

7　第５項の計画作成担当者のうち１以上の者は，介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし，併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，これを置かないことができるものとする。

8　前項の介護支援専門員は，介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

9　第７項本文の規定にかかわらず，サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については，介護支援専門員である計画作成担当者に代えて，第６項の**別に厚生労働大臣が定める研修**を修了している者を置くことができる。

10　介護支援専門員でない計画作成担当者は，特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

11　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第１項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第３の四の２の⑴の②のチより

基準第90条第４項は，指定認知症対応型共同生活介護事業所と同項の表の中欄に掲げる事業所双方に，それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは，従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できるものであること。従業者のうち介護職員については，「居住」に移行してからもなじみの関係を保てるよう，指定小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所は，人員としては一体のものとして，運営することを認めたものである〔略〕。また，看護職員については，同項の表の当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等が，同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等，特に当該事業所の看護職員の業務に支障がないと認められる範囲内にある場合に，当該他の施設等の職務に従事することができることとしたものである。

③　計画作成担当者

イ　計画作成担当者は，指定認知症対応型共同生活介護事業所に１人以上置かなければならない。

ロ　計画作成担当者を１人配置する事業所にあっては，当該計画作成担当者は介護支援専門員をもって充てなければならない。

ハ　計画作成担当者を１を超えて配置する事業所にあっては，計画作成担当者のうち少なくとも１人は介護支援専門員をもって充てなければならない。

ニ　上記ハの介護支援専門員は，介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

ホ　サテライト事業所においては，介護支援専門員である計画作成担当者を配置せず，実践者研修又は基礎過程を修了した者（以下「研修等修了者」という。）を計画作成担当者として配置することができることとされているが，研修等修了者はサテライト事業所の利用者に係る認知症対応型共同生活介護計画の作成に従事するものである。

ヘ　計画作成担当者は，介護支援専門員である者及び介護支援専門員でない者のいずれについても，指定を受ける際（指定を受けた後に計画作成担当者の変更の届出を行う場合を含む。）に，113告示第五号に規定する研修を修了しているものとする。なお，当該研修は，具体的には，**地域密着研修通知２**の⑴の②「実践者研修」又は「基礎課程」を指すものである〔→609頁〕。

ト　計画作成担当者は，上記ホにおいて必要とされる研修に加え，更に専門性を高めるための研修を受講するよう努めるものとする。

チ　計画作成担当者は，利用者の処遇に支障がない場合は，管理者との兼務もできるものとする。

①　サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の実施要件　新

基準第90条第９項の規定によるサテライト型認知症対応型共同生活介護事業所（以下，この号において「サテライト事業所」という。）の実施に当たっては，次の要件を満たす必要があること。

イ　サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所に係る指定認知症対応型共同生活介護事業者は，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有するものである必要があるが，この場合，指定認知症対応型共同生活介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意すること。また，「３年以上の経験」については，当該指定日において満たしている必要があり，休止等，事業を運営していない期間は除いて計算すること。

ロ　サテライト事業所は，本体事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって，当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。以下，この五において同じ。）を有する必要があるが，ここでいう「支援機能を有する事業所」については，当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。

a　事業開始以降１年以上本体事業所としての実績を有すること

b　当該本体事業所の共同生活住居の利用者の合計数が，当該本体事業所の共同生活住居において定められた入居定員の合計数の100分の70を超えたことがあること

ハ　サテライト事業所は，本体事業所との密接な連携を確保しつつ，運営するものであるため，次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること。したがって，本体事業所に対するサテライト事業所の共同生活住居の数及び設置可能な箇所数は，表のとおりとなる。

a　本体事業所とサテライト事業所の距離は，自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。

b　サテライト事業所の共同生活住居の合計数が，本体事業所の共同生活住居の数を上回らないこと。

c　本体事業所とサテライト事業所の共同生活住居の数の合計は，最大４までとすること。

【本体事業所の共同生活住居数とサテライト事業所の共同生活住居の数及び箇所数の関係】

本体事業所	サテライト事業所	
共同生活住居数	共同生活住居数	１の本体事業所に対して設置可能なサテライト事業所の箇所数
1	1	1
2	1	2
	2	1
3	1	1

ニ　本体事業所は，当該サテライト事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保するほか，当該本体事業所とサテライト事業所の管理者が同一である場合には，当該本体事業所と当該サテライト事業所との間において，次に掲げる要件をいずれも満たす必要があること。

a　利用申込みに係る調整，サービス提供状況の把握，職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

b　職員の勤務体制，勤務内容等が一元的に管理されること。また，必要な場合に随時，本体事業所や他のサテライト事業所との相互支援が行える体制（例えば，サテライト事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合は，本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

c　苦情処理や損害賠償等に際して，一体的な対応ができる体制があること。

d　事業の目的や運営方針等について同一の運営規程が定められること。

e　人事，給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。

ホ　本体事業所とサテライト事業所は，同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいが，隣接する市町村における指定認知症対応型共同生活介護事業所とすることも差し支えないものである。

ヘ　なお，市町村長は，サテライト事業所の指定に当たっては，他の地域密着型サービスの指定の場合と同様，あらかじめ市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴き，必要があると認められる場合は，指定の際に条件を付す等により，事業の適正な運営に当たっての措置を講ずること。

管理者 ◆

第91条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2　前項本文の規定にかかわらず，共同生活住居の管理上支障がない場合は，サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は，本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3　共同生活住居の管理者は，適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，介護医療院，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として，３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，**別に厚生労働大臣が定める研修**を修了しているものでなければならない。

※指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年３月13日 厚生労働省告示第113号）〔→575頁〕

指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者 ◆

第92条　指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，介護医療院，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として，認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって，**別に厚生労働大臣が定める研修**を修了しているものでなければならない。

※指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年３月13日 厚生労働省告示第113号）

⑵　**管理者**（基準第91条）

①　指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は常勤であり，かつ，原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし，以下の場合であって，当該事業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができるものとする。

イ　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者としての職務に従事する場合

ロ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等，特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所，施設等がある場合に，当該他の事業所，施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所，施設等の事業の内容は問わないが，例えば，併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが，訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には，例外的に認められる場合もありうる。）。

なお，１の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合，それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は，同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。また，サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができるが，この場合，**2**⑴の①のニに掲げる要件をいずれも満たす必要があること〔→662頁〕。

②　基準第91条第３項の規定は，指定小規模多機能型居宅介護に係る第64条第３項の規定と同趣旨であるため，**第３の四の２**の⑵の②を参照されたい。

第３の四の２の⑵の②より

管理者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として，３年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。さらに，管理者としての資質を確保するために，指定を受ける際（指定を受けた後に管理者の変更の届出を行う場合を含む。）に，113号告示第二号に規定する研修を修了しているものとする。なお，当該研修は具体的には**地域密着研修通知１**の⑴の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものである〔→608頁〕。ただし，管理者の変更の届出を行う場合については，管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ，新たに管理者を配置し，かつ，市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い，当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。

⑶　**代表者**

基準第92条の規定は，指定小規模多機能型居宅介護に係る第65条の規定と同趣旨であるため，**第３の四の２**の⑶を参照されたい。

第３の四の２の⑶より

①　認知症対応型共同生活介護事業者の代表者とは，基本的には，運営している法人の代表者であり，理事長や代表取締役が該当するが，法人の規模によって，理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては，地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。したがって，認知症対応型共同生活介護事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。なお，管理者とは，各事業所の責任者を指すものであり，各法人の代表者とは異なるが，例え

4 介護予防認知症対応型共同生活介護（人員，設備，運営の基準）

▷基準省令「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の「**第４章 介護予防認知症対応型共同生活介護**」を掲載した。
▷基準省令の条文等に対応して，解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の「**第４ 地域密着型介護予防サービス**」の該当部分を配置するとともに，地域密着型サービスの指定基準・解釈通知の参照部分を示した。
▷附則・関係告示については，該当する本則条文の後に※印で明示の上，条文を掲載した。
▷解釈通知の関係通知は該当箇所に※印で名称を記載した。
▷条例を定めるにあたり従うべき基準の該当項目に◆印を，標準とする基準の該当項目に◇印を附した。

第１節　基本方針

第69条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は，その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第８条の２第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において，家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより，利用者の心身機能の維持回復を図り，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

従業者の員数 ◆

第70条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は，当該事業所を構成する共同生活住居ごとに，夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を，常勤換算方法で，当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準第90条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第73条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか，夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において，当

地域密着型90条

地域密着型介護予防・総則／雑則
介護予防認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型
介護予防認知症対応型共同生活

該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し，介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ，利用者の安全性が確保されていると認められるときは，夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は，夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2　前項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。

3　第１項の介護従業者のうち１以上の者は，常勤でなければならない。

4　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において，前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか，指定地域密着型サービス基準第63条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは，当該介護従業者は，当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに，保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

6　前項の計画作成担当者は，**別に厚生労働大臣が定める研修**を修了している者でなければならない。

※指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修

（平成24年３月13日 厚生労働省告示第113号，
今回改正；令和３年３月15日 厚生労働省告示第75号）

九　指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第６項の厚生労働大臣が定める研修
第五号に掲げる研修〔→660頁〕

7　第５項の計画作成担当者のうち１以上の者は，介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし，併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって，利用者の処遇に支障がないときは，これを置かないことができるものとする。

8　前項の介護支援専門員は，介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

9　第７項本文の規定にかかわらず，サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって，指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については，介護支援専門員である計画作成担当者に代えて，第６項の**別に厚生労働大臣が定める研修**を修了している者を置くことができる。

10　介護支援専門員でない計画作成担当者は，特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることがで

きるものとする。

11　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型サービス基準第90条第１項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

管理者 ◆

第71条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし，共同生活住居の管理上支障がない場合は，当該共同生活住居の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。　地域密着型91条

2　前項本文の規定にかかわらず，共同生活住居の管理上支障がない場合は，サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は，本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3　共同生活住居の管理者は，適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，介護医療院，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として，３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，**別に厚生労働大臣が定める研修**を修了しているものでなければならない。

※指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修

（平成24年３月13日 厚生労働省告示第113号，
今回改正；令和３年３月15日 厚生労働省告示第75号）

六　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第６条第２項，第45条第３項及び第71条第３項の厚生労働大臣が定める研修

第二号に掲げる研修〔→575頁〕

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者 ◆

第72条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，介護医療院，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として，認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって，**別に厚生労働大臣が定める研修**を修了しているものでなければならない。　地域密着型92条

※指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修

（平成24年３月13日 厚生労働省告示第113号，
今回改正；令和３年３月15日 厚生労働省告示第75号）

八　指定地域密着型介護予防サービス基準第46条及び第72条の厚生労働大臣が定める研修

第四号に掲げる研修〔→617頁〕

第３節　設備に関する基準

第73条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は，共同生活住居を有するものとし，その数は１以上３以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては，１又は２）とする。◇　地域密着型93条

2　共同生活住居は，その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第81条において同じ。）を５人以上９人以下とし，居室，居間，食堂，台所，浴室，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

◆〔居室〕／◇〔入居定員〕

3　１の居室の定員は，１人とする。ただし，利用者の処遇上必要と認められる場合は，２人とすることができるものとする。

4　１の居室の床面積は，7.43平方メートル以上としなければならない。◆

5　居間及び食堂は，同一の場所とすることができる。

6　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は，利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から，住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

7　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定地域密着型サービス基準第93条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（経過措置）

※附則第７条　平成18年改正令附則第５条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって，この省令の施行の際〔平成18年４月１日〕現に２を超える共同生活住居を有しているものは，当分の間，第73条第１項の規定にかかわらず，当該共同生活住居を有することができる。◇

※附則第８条　平成18年改正令附則第５条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって，この省令の施行の日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第２項の規定の適用を受けていたものについては，第73条第４項の規定は適用しない。

第４節　運営に関する基準

入退居

第74条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護は，要支援者であって認知症であるもののうち，少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。　地域密着型94条

2　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，入居申込者の入居に際しては，主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。

3　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は，適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者，病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，入居申込者の入居に際しては，その者の心身の状況，生活歴，病歴等の把握に努めなければならない。

5　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者の退居の際には，

通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて

（平成12年3月30日 老企第54号）
（今回改正；令和３年3月16日 老高発0316第３号・老認発0316第６号・老老発0316第５号
介護保険最新情報Vol.934）

通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びに介護福祉施設サービス，介護保健施設サービス，介護療養施設サービス及び介護医療院サービス並びに地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに介護予防通所介護，介護予防通所リハビリテーション，介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びに介護予防認知症対応型通所介護，介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「通所介護等」という。）の提供において利用者，入所者，入居者又は入院患者から受け取ることが認められる日常生活に要する費用の取扱いについては，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。），指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「福祉施設基準」という。），介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「保健施設基準」という。），指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「療養施設基準」という。），指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着基準」という。），指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防基準」という。），指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着介護予防基準」という。）及び介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第５号。以下「医療院基準」という。）並びに「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年９月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知），「指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準について」（平成12年３月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知），「介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年３月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知），「指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準について」（平成12年３月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知），「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年３月31日老計発第0331003号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）及び「介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成30年３月22日老老発0322第１号厚生労働省老健局老人保健課長通知）をもってお示ししているところであるが，通所介護等の提供において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，その利用者等に負担させることが適当と認められるもの（以下「その他の日常生活費」という。）の取扱いについては別途通知することとされていたところ，今般，その基本的な取扱いについて下記のとおり定めるとともに，その他の日常生活費の対象となる便宜の範囲について，別紙によりサービス種類ごとに参考例をお示しするので，御了知の上，管下市町村，関係団体，関係機関等にその周知徹底を図るとともに，その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は，利用者，入所者，入居者又は入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族等の自由な選択に基づき，事業者又は施設が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお，事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても，サービスの提供と関係のないもの（利用者等の嗜好品の購入等）については，その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ，事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては，以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

① 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と，保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。

② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって，お世話料，管理協力費，共益費，施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず，費用の内訳が明らかにされる必要があること。

③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は，利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず，事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い，その同意を得なければならないこと。

④ 「その他の日常生活費」の受領は，その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。

⑤ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は，当該事業者又は施設の運営規程において定められなければならず，また，サービスの選択に資すると認められる重要事項として，施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし，「その他の日常生活費」の額については，その都度変動する性質のものである場合には，「実費」という形の定め方が許されるものであること。

（別紙）

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

⑴ 通所介護，通所リハビリテーション，地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護並びに介護予防通所介護，介護予防通所リハビリテーション及び介護予防認知症対応型通所介護（居宅サービス基準第96条第３項第五号関係及び地域密着基準第24条第３項第五号関係並びに予防基準第100条第３項第四号関係及び地域密着介護予防基準第22条第３項第五号関係）

① 利用者の希望によって，身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

② 利用者の希望によって，教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

⑵ 短期入所生活介護及び短期入所療養介護並びに介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護（居宅サービス基準第127条第３項第七号，第140条の６第３項第七号，第145条第３項第七号及び第155条の５第３項第七号関係並びに予防基準第135条第３項第七号，第155条第３項第七号，第190条第３項第七号及び第206条第３項第七号関係）

① 利用者の希望によって，身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

② 利用者の希望によって，教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

⑶ 特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護並びに介護予防特定施設入居者生活介護（居宅サービス基準第182条第３項第三号関係及び地域密着基準第117条第３項第三号並びに予防基準第238条第３項第三号関係）

① 利用者の希望によって，身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

⑷ 介護福祉施設サービス，介護保健施設サービス，介護療養施設サービス及び介護医療院サービス並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（福祉施設基準第９条第３項第六号関係及び第41条第３項第六号関係，保健施設基準第11条第３項第六号及び第42条第３項第六号関係，療養施設基準第12条第３項第六号及び第42条第３項第六号関係，医療院基準第14条第３項第六号及び第46条第３項第六号関係並びに地域密着基準第136条第３項第六号及び第161条第３項第六号関係）

① 入所者，入居者又は入院患者（以下「入所者等」という。）の希望によって，身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用

② 入所者等の希望によって，教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用

③ 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）

④ 預り金の出納管理に係る費用

⑤ 私物の洗濯代

⑸ 小規模多機能型居宅介護，複合型サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着基準第71条第３項第六号及び地域密着介護予防基準第52条第３項第六号関係）

① 利用者の希望によって，身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る